

津幡町告示第21号

津幡町大学等支援寄附金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢田富郎

津幡町大学等支援寄附金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町大学等支援寄附金の取扱い及び交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 津幡町大学等支援寄附金 寄附者がふるさと納税制度を活用して登録大学等を指定して寄附した寄附金をいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)又は独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)に基づく大学、短期大学、高等専門学校、高等学校及び専門課程を置く専修学校をいう。
- (3) 登録大学等 津幡町大学等支援寄附金の寄附の対象として指定することができる大学等として町の登録を受けた大学等をいう。
- (4) 寄附金 町が収納した津幡町大学等支援寄附金のうち、登録大学等に対して交付するものをいう。
- (5) 基金 津幡町人材育成基金をいう。

(津幡町大学等支援寄附金の受付)

第3条 津幡町大学等支援寄附金は、町長が別に指定するウェブサイトにより、受け付けるものとする。

2 町長は、法令等による制限がある場合は、津幡町大学等支援寄附金の受付を拒否することができる。

(寄附者の情報提供)

第4条 寄附者が、自己に関する情報について、当該寄附者が指定した登録大学等に対して提供することに同意した場合は、町は、当該登録大学等に対して寄附者に関する情報を提供するも

のとする。

(津幡町大学等支援寄附金受領証明書)

第5条 町長が津幡町大学等支援寄附金を受領したときは、町長は、寄附者に対し、寄附金受領証明書を発行するものとする。

(津幡町大学等支援寄附金の取扱い)

第6条 町長は、津幡町大学等支援寄附金を収納したときは、基金に積み立てるものとする。

2 町長は、登録大学等から第11条第1項の規定による申請があったときは、基金への積立額の7割を原資として当該登録大学等へ寄附を行うものとする。

3 町長は、本町の責めに帰さない事由により、寄附者が指定した登録大学等に本町から寄附金を交付できない場合又は当該登録大学等から寄附金を返還し、若しくは寄附金の交付を辞退する申出があった場合は、当該寄附金は基金に積み立てるものとする。

(登録の申請等)

第7条 次条第1項の登録を受けようとする大学等は、登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 津幡町大学等支援寄附金に係る個人情報の管理体制等(様式第3号)

(3) 町と本町まちづくりの推進や地域貢献に関する連携協定(以下「連携協定」という。)を締結していることを証明する書類

(登録大学等の要件)

第8条 町長は、大学等の前条の規定による申請が、次に掲げる要件を全て満たしていると認める場合には、当該大学等を登録大学等として登録をすることができる。

(1) 町と連携協定を締結している町内の大学等であること。

(2) 大学等の役員等(代表者、理事等及びその他経営に実質的に関与している者をいう。)が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められること。

イ 自己、登録大学等若しくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められること。

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められること。

エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(3) 大学等が有する専門知識、人材、設備等を活用し、調査研究の充実や創造性豊かな人材、専門的な技術を有する人材の育成を一層推進する活動を行っており、次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 本町の施策と整合する活動を行っていること。

イ 本町のまちづくり等に協力していること。

(4) 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

2 町長は、前項の規定により大学等を登録大学等として登録したときは、町のホームページ等で公開するものとする。

(登録の辞退)

第9条 登録大学等が、当該登録を辞退する場合には、登録辞退届（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(登録の抹消等)

第10条 登録大学等に法令違反、定款や規約の違反等、登録大学等として不相当と認められる行為等があった場合は、町長は、当該登録大学等に対し改善を要求するとともに、第8条第2項に規定する公開を中止するものとする。

2 前項の規定により改善の要求を行った日から1年以上経過してもなお引き続き改善されたと認められない場合は、町長は、登録大学等の登録を取り消すものとする。

(寄附金の交付)

第11条 寄附金の交付を希望する登録大学等は、寄附金交付申請書（様式第5号）及び寄附金の活用に係る事業計画書（様式第6号）を、町長に提出するものとする。

2 町長は、登録大学等から前項に規定する申請書等の提出を受け、その内容が適当であると認められる場合は、津幡町大学等支援寄附金を受領した翌年度に寄附金を交付するものとする。

(寄附金の使途)

第12条 寄附金の使途は、第8条第1項第3号に定める活動に関する事業又は、学術振興・教育及び人材の育成等に関する必要な経費でなければならない。

(申請内容の変更)

第13条 登録大学等は、第11条第1項の申請及び事業計画の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ町長に対し変更申請を行わなければならない。

2 前項の規定により、変更の申請を行う場合には、寄附金変更申請書（様式第7号）及び寄附金の活用に係る（変更）事業計画書（様式第6号）を、町長に提出するものとする。

（寄附金交付の取消し等）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、寄附金の交付について、その全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 登録大学等が、法令又はこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 登録大学等が、寄附金を不正その他不適当な用途に使用した場合
- (3) 寄附金交付の決定後に生じた事情の変更等により、当該寄附金を交付することが適当でないとして認められる場合

2 前項の規定により寄附金の交付を取り消し、又は変更した場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分の寄附金が交付されているときは、登録大学等は、当該寄附金の全部又は一部を返還しなければならない。

（実績報告）

第15条 寄附金の交付を受けた登録大学等は、原則として、交付を受けた翌年度内に寄附金の受入額及びその活用実績について、実績報告書（様式第8号）により、町長に報告するものとする。ただし、交付の対象とした事業が複数年度にわたる場合は、毎年度中間報告を行い、事業の最終年度に完了報告を行うものとする。

（状況報告及び調査）

第16条 町長は、必要があると認めるときは、登録大学等に対して、寄附金の使途等について報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

（個人情報の保護）

第17条 登録大学等が、その業務の一部を外部へ委託する場合には、委託先に対して、個人情報に関する適正な取扱いを義務付けるものとする。

2 登録大学等において、個人情報の流出などの事故又は事故につながるおそれのある事案が発生した場合には、直ちに流出を防止するために必要な措置を講じるとともに、速やかに本町に報告するものとする。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、寄附金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

登 録 申 請 書

津幡町大学等支援寄附金による寄附金交付の対象となる大学等として登録を受けたいので、津幡町大学等支援寄附金寄附金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

大 学 等 名			
代表者職・氏名			
所 在 地	〒		
メールアドレス			
電 話 番 号		主な活動地域	
設 立 年 月 日	年 月 日	学 生 数	名
役 員 数	名（うち監事 名）		
HP等（URL）			
津幡町との連携事業の実績（事業名、内容等）			
受 け 入 れ る 会 計 区 分	<input type="checkbox"/> 一般会計 <input type="checkbox"/> 基金会計 <input type="checkbox"/> その他 (会計の名称：)		
寄附金の活用（見込み）			
そ の 他 添 付 資 料	① 誓約書（様式第2号） ② 津幡町大学等支援寄附金に係る個人情報の管理体制等（様式第3号） ③ 町と連携協定を締結していることを証明するもの		

誓 約 書

私は、津幡町大学等支援寄附金交付要綱のほか、法令等を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、関係機関等に照会することについて承諾します。

記

- 1 法令違反、公序良俗に反する活動をしていません。
- 2 活動の目的が、宗教、政治的なものではありません。
- 3 自己又は自団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団又は暴力団員である。
 - (2) 自己、自団体若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしている。
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 4 会員等が納めるべき会費等の収入がある場合、会費等の集金を廃止することや、会費相当額を寄附金として会員に寄附させることなど、寄附金を事実上の会費等に代わるものとして取り扱う意思はありません。

年 月 日

（宛先）津幡町長

所在地

大学等名

代表者職・氏名

様式第3号（第7条関係）

津幡町大学等支援寄附金に係る個人情報の管理体制等

大学等名：

1 大学等における個人情報の管理体制について

個人情報の管理責任者

（職名・氏名）：

個人情報の作業責任者

（職名・氏名）：

個人情報の保管場所・保管方法（盗難・紛失等の事故防止措置等）

保管場所：

保管方法：

その他（任意）：

2 個人情報の提出先について

（個人情報が最終的に伝わる事業者名を正式名称にて全て記載）

【事業者名】

1

2

3

4

5

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を報告してください。

年 月 日

登 録 辞 退 届

（宛先）津幡町長

所 在 地

大 学 等 名

代表者職・氏名

当大学等は、津幡町大学等支援寄附金交付要綱第7条により登録大学等となりましたが、下記の理由のため、これを辞退いたします。

記

1 辞退理由

寄附金交付申請書

（宛先）津幡町長

所 在 地

大 学 等 名

代表者職・氏名

津幡町大学等支援寄附金において、下記のとおり、当大学等を指定して寄附された寄附金の交付を受けたいので、津幡町大学等支援寄附金交付要綱第11条1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請に当たり、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

1 申請金額 _____ 円

2 対象期間 年 月 ～ 年 月分

3 添付書類

寄附金の活用に係る（変更）事業計画書（様式第6号）

様式第6号（第11条関係、第13条関係）

寄附金の活用に係る（変更）事業計画書

事業名	
実施日（期間）	
実施場所	
事業目的	
事業内容 ※実施内容や寄附金の の用途を具体的に記 入してください。	
予想される 効果・成果	

※活用事業が複数ある場合には、事業ごとに作成、又は事業の内訳が分かるように記入すること。

（その他参考となる書類があれば添付してください。）

※変更する場合は、変更した内容が分かるように記入すること。

寄附金変更申請書

（宛先）津幡町長

所 在 地

大 学 等 名

代表者職・氏名

年 月 日付にて申請した津幡町大学等支援寄附金については、下記のとおり申請内容を変更したいので、津幡町大学等支援寄附金交付要綱第13条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

寄附金の活用に係る（変更）事業計画書（様式第6号）

※添付書類は、変更前後の内容が比較できるように記入すること。

